

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和八年一月九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年九月二十六日奈良県指令郡土第四二一一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十一月十一日郡土第七一九号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十一月十一日郡土第二五二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目六一二番一及び六一三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市田井庄町六四〇番地

株式会社恒心不動産 代表取締役 牧薦文彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目六一二番一の一部